

第31回 青森県環境審議会

日時：平成30年11月8日（木）

午後1時30分～午後3時

場所：ラ・プラス青い森2階「メープル」

（司会）

環境政策課課長代理の工藤と申します。よろしくお願いいたします。

誠に恐縮ではございますが、皆さまのお手元に本審議会の委員に係る委嘱状をご用意させていただいております。お受け取りくださるようお願いいたします。委員の任期につきましては、平成30年11月1日から2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。本日お配りしております資料は、次第、名簿、席図、諮問書の写し、資料1といたしまして、青森県環境審議会の概要、資料3といたしまして、平成30年版環境白書概要版と白書の本体、それから資料2でございますが、オスキジ、オスヤマドリの捕獲等の禁止（案）でございます。こちらにつきましては、自然保護課から事前に配布しているものでございますが、不足等はないでしょうか。

それでは定刻となりましたので、ただいまから第31回青森県環境審議会を開催いたします。開会にあたりまして環境生活部長の三浦からご挨拶を申し上げます。

（三浦部長）

皆さん、こんにちは。環境生活部長の三浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆さまにはこの度、環境審議会の委員を快くお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。また本日はお忙しいところ会議にご出席をいただきまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。

本県におきましては、県の豊かで美しい環境を守り次世代に引き継いでいくために、自然との共生、低炭素、循環による持続可能な地域社会の形成、それを旨として平成28年3月に第5次青森県環境計画を作成しております。また地球温暖化などの地球規模での環境問題についても、積極的な対応が求められておりますので、本年3月に青森県地球温暖化対策推進計画を改定しております。この計画に則りまして、新たな温室効果ガスの削減目標を設定しております。県ではこれらの計画などに基づきまして、目指すべき姿の実現や目標の達成に向けまして、各種施策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

本日は諮問案件といたしまして、オスキジ、オスヤマドリの捕獲等の禁止（案）について、ご審議をいただくとともに、平成30年版環境白書につきましてもご報告させていただきたいと考えております。

委員の皆さまには忌憚のないご意見ご提言をいただきますよう、よろしく願いいたします。

(司会)

続きましてお手元の委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆さまをご紹介します。

弘前大学大学院理工学研究科教授、阿部敏之委員
白神山地ビジターセンター解説員、猪股克彦委員
青森県建築士会会員、大津千鶴子委員
青森県旅館ホテル生活衛生同業組合女性部長、葛西恵子委員
弘前大学農学生命科学部助教、加藤千尋委員
北里大学獣医学部准教授、鎌田亮委員
八戸工業大学基礎教育研究センター長 教授、川本清委員
公募委員、今京子委員
青森大学薬学部教授、齊藤弘子委員
元日本地質学会会員、佐藤巧委員
弘前地方森林組合総務課長、佐藤美華子委員
日本野鳥の会青森県支部長、関下斉委員
青森県消費者協会理事、田中美智子委員
公募委員、塚本剛也委員
青森大学社会学部教授、藤公晴委員
自然観察指導員、鳴海富美子委員
八戸学院大学健康医療学部准教授、西村美八委員
青森県猟友会会長、橋本幸雄委員
十和田八甲田地区パークボランティア連絡会副会長、前田愛子委員
弘前大学農学生命科学部准教授、松山信彦委員
青森県医師会副会長、村上秀一委員
青森県公衆浴場業生活衛生同業組合員、村上洋一委員
青森県ユネスコ協会副会長、山田昌子委員
青森県食生活改善推進員連絡協議会会長、山谷詠子委員
続きまして県側の出席者についてご紹介いたします。
環境生活部長の三浦でございます。
環境政策課長の澤田です。
自然保護課長の太田です。
環境政策課環境管理グループマネージャーの坂上です。
環境保全課廃棄物・不法投棄対策グループマネージャーの山舘です。
同じく環境保全課水・大気環境グループマネージャーの三浦です。

自然保護課自然環境グループマネージャーの中村です。

次に本日の会議の成立についてご報告申し上げます。会議の成立につきましては、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は鮎川委員、岩間委員、大宮委員、島口委員、鈴木委員、橋本礼子委員、長谷河委員の7名が都合によりご欠席となっておりますが、全委員31名中24名の委員にご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは本日の審議会は委嘱後、初めての会議となりますので、事務局から環境審議会の概要についてご説明させていただきます。

(環境政策課)

改めまして、環境政策課長の澤田でございます。私からは青森県環境審議会の概要について、ご説明申し上げたいと思っております。座ったままで説明させていただきます。

それでは資料の1をご覧ください。1. 設置根拠について、でございます。青森県環境審議会は、本県における環境保全に関する基本的事項の調査審議等をするため、環境基本法及び自然環境保全法に基づく知事の附属機関として設置しており、審議会の組織等につきましては、青森県附属機関に関する条例で規定しております。

次に2. 審議事項についてです。(1) 環境の保全に関する基本的事項の調査審議等をする事。 (2) として温泉法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、その権限に属させられた事項を調査審議する他、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。以上が青森県環境審議会の審議事項でございます。

なお過去3年間の審議及び温泉部会の開催状況については、次ページのそれぞれ別紙1、別紙2のとおりとなっております。審議会は2回または3回、温泉部会については3回程度の開催となっております。

次に3. 委員の定数等についてです。青森県環境審議会の委員は学識経験を有する者と、温泉に関する事業に従事する者で構成し、定数は35人以内にするようになっております。現状では31名の委員をお願いしております。

次に4. 温泉部会についてです。青森県環境審議会に温泉法第32条の規定により、温泉に関する知事の処分に関し意見の答申をするため、温泉部会を設置しております。温泉部会に属すべき委員は会長が指名し、その数は10人以内となっております。現在は8名となっておりますのでございます。また温泉部会に部会長を置き、温泉部会の議決は青森県環境審議会の議決となります。

次の2ページ目でございます。5の委員の任期等についてでございます。委員の任期は平成30年11月1日から平成32年10月31日までの2年間となっております。

6. 平成30年度の開催予定についてでございます。環境審議会につきましては本日の会議のほか、来年の2月中旬に開催する予定にしています。諮問案件2件と報告案件2件を予定し

ているところでございます。また温泉部会につきましては、来年の2月上旬の開催を予定しているところでございます。青森県環境審議会の概要については以上でございます。

(司会)

環境審議会の概要について説明させていただきました。何かご質問などございますか。
よろしいですか。

それでは審議会の運営につきましては、条例に基づきまして会長が議長となって会議を進めることとなっております。また会長を補佐する副会長を置くこととなっておりますので、議事の方に入ります前に、委員の皆さまの互選により会長、副会長を選出する必要がございます。会長、副会長の選出にあたり仮議長を決めたいと思いますが、仮議長につきましては、事務局の方に一任ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

いいです。

(司会)

ありがとうございます。それでは佐藤巧委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、皆さまいかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(司会)

それでは異議なしとのことですので、佐藤巧委員に仮議長をお願いしたいと思います。それでは佐藤委員には会長席の方へお移りくださるようお願いいたします。

(佐藤仮議長)

佐藤でございます。それではご指名でございますので、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

会長の選任に入りますが、会長は委員の互選により決めることとなっております。自薦、他薦がございましたらお願いいたします。

(齊藤委員)

藤委員を推薦します。

(佐藤仮議長)

ただいま藤委員を推薦したい旨のご意見がありましたが、他にございませんか。

ないようですが、藤委員を会長と選任することでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。よろしいです。

(佐藤仮議長)

ご異議が無いようですので、藤委員が会長に選任されました。会長が決定しましたので仮議長の職を解かしていただきます。これからの進行につきましては、藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(藤会長)

この度、会長を務めることになりました、青森大学の藤と申します。改めまして、よろしくお願ひいたします。

私の専門の分野が一応、環境教育というふうになっていますけれども、環境コミュニケーション参加型というものでして、街づくりとか、いろんなの概念について講義しています。今は日本と韓国と台湾の環境教育の研究者の研究の動向について、比較研究しています。青森はまだ10年目です。何卒よろしくお願ひいたします。

それでは座って議事を進めさせていただきます。

これより私の方で議事を進行させていただきますけれども、会議の円滑な進行のご協力を賜りますので、よろしくお願ひいたします。それでは会議を進めたいと思うのですが、先程司会の方からございましたとおり、副会長の方を選任したいと思っております。副会長は委員の互選により決めることとなっております。これにつきまして、自薦、他薦どなたかございますか。

(山田委員)

八戸工業大学で基礎教育研究センター長をしております、川本委員が適任だと思います。

(藤会長)

はい。ありがとうございます。今、川本委員を推薦したいとのご意見がございましたけれども、他にはいかがでしょうか。異議はありませんでしょうか。

異議がないというふうなものと捉えましたので、副会長は川本委員を選任することで決定いたします。川本委員どうぞよろしくお願ひいたします。副会長となられた川本委員から一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(川本委員)

川本でございます。青森県では八戸工大に来て10年になりますが、大学の方では物理学を

基本としていますので、藤先生のような活動まではいきませんが、エネルギー環境教育という活動を通じて、環境教育に携わっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(藤会長)

よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは次に温泉部会の委員の選任をしたいと思います。先程事務局からご説明がありましたとおり、温泉部会に属すべき委員については、青森県附属機関に関する条例に基づいて、会長である私から指名することとなっております。皆さまのこれまでの実績や役職等を参考にさせていただきます。

それでは私からお名前をお呼びいたしますので、皆さまに関しましては、配布資料の委員名簿のご確認をお願いしたいと思います。

まず7番、葛西委員、次に12番、齊藤委員お願いします。13番、佐藤巧委員、15番、島口委員、22番、西村委員、25番、長谷河委員、28番、村上秀一委員、29番、村上洋一委員以上8名の委員を指名いたします。温泉部会委員の皆さまにおきましては、部会の審議にご協力の程、よろしくお願いいたします。

引き続き会議を進めてまいりますけれど、その前に本日の議事録署名者を指名させていただきます。本会の署名者は鳴海富美子委員と山田昌子委員を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。本日の諮問案件ですけれども、皆さまのお手元に諮問書の写しが配布されておりますので、ご覧いただきたいと思います。本日はオスキジ、オスマドリの捕獲等の禁止（案）について諮問を行います。それでは諮問案件につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

(自然保護課)

改めまして自然保護課長の太田でございます。

委員の皆さまには、日頃より自然保護行政の推進につきまして、ご理解・ご協力を賜りましてこの場を借りて厚くお礼を申し上げます。

それでは私から諮問案件でありますオスキジ、オスマドリの捕獲等の禁止（案）についてご説明いたします。失礼して座って説明させていただきます。

委員の皆さまには事前に送付させていただきました、資料2、オスキジ、オスマドリの捕獲等の禁止（案）により説明をさせていただきます。それでは、資料の1ページをご覧ください。

まず1の経緯についてです。狩猟鳥獣であるキジ・ヤマドリの保護を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法に基づきまして、国ではメスキジについては昭和35年、メスマドリについては昭和50年から捕獲を禁止してございます。平成29年6月の環境省令改正においても、規制の変更を検討するほどの特段の状況の

変化は認められないとしまして、引き続きメスのキジ・ヤマドリの捕獲等を禁止する期間を、平成29年9月15日から平成34年9月14日まで5年間延長してございます。

一方、本県では、キジ・ヤマドリの狩猟捕獲による生息数減少の緩和を図るため、毎年狩猟期間が11月15日から翌年2月15日までとなっているのですが、鳥獣保護管理法の規定に基づきまして、昭和40年からオスのキジ・ヤマドリを対象といたしまして、狩猟期間を11月15日から翌年1月15日までの2ヶ月間として、残りの1月16日から2月15日までの1ヶ月間は捕獲を禁止するという措置を5年毎に講じてきたところでございます。この度、その5年間が満了になったということで、期間の延長をお諮りするということでございます。

次に2の捕獲等を禁止する鳥獣の種類及び禁止等の内容についてご説明します。対象とする鳥獣はオスキジ、オスヤマドリ、禁止する区域は青森県内一円、捕獲禁止期間は平成30年11月15日から平成35年11月14日までの5年間において、毎年1月16日から2月15日まで禁止するというものでございます。

3の捕獲等を禁止する理由について、でございます。(1)に書いてありますように、県ではキジ・ヤマドリの生息状況調査や、狩猟者による出合数調査及び捕獲状況を調査しておりまして、その結果は後程説明いたしますが、いずれも年度毎の増減は見受けられるものの、生息動向に大きな増減傾向が確認されないこと。(2)として、キジ・ヤマドリによる農作物被害がこれまで報告されていないこと。(3)として隣接県である岩手県及び秋田県においても、オスキジ、オスヤマドリの捕獲禁止措置を本県と同じ期間に設定し、継続していること。

以上のことからオスキジ、オスヤマドリの捕獲禁止等の内容を変更するほどの特段の状況の変化は認められず、国がメスキジ、メスヤマドリの捕獲禁止を延長している動向も踏まえまして、本県としても引き続き捕獲等の禁止を継続することが適当であるというふうに考えた次第でございます。

4に禁止措置を講じた場合の規制状況について記載してございます。先程も申し上げましたとおり、キジ・ヤマドリのメスにつきましては、平成34年9月14日まで国が捕獲を禁止してございます。一方、キジ・ヤマドリのオスについては、県が狩猟期間である11月15日から翌年2月15日までのうち、青色で塗った部分、この1月16日から2月15日までの1ヶ月間を捕獲禁止することになります。また、その期間は平成30年11月15日から平成35年11月14日までの5年間としまして、この間毎年度1ヶ月間捕獲の禁止が継続されるということとなります。

次に2ページをご覧ください。参考資料1としまして、2ページから4ページまでキジ、ヤマドリに関する各種調査の結果を整理してございます。この2ページはキジ、ヤマドリの生息状況調査の結果になってございます。この調査はキジ、ヤマドリの生息状況の基礎資料とするために実施しているものでございまして、調査箇所は県内12カ所で、調査方法は調査地ごとに2日間、調査委員が5km程度の踏査ルートを歩きながら、目視及び鳴き声で生息状況を把握するというものです。

その調査結果といたしましては、kmあたりの目撃数、これは一番下の折れ線グラフを見て

いただければと思うのですが、オスキジは年度によって増減は見られますが、データの傾向としては減少傾向となっておりまして、オスヤマドリは年度によって増減を繰り返しておりますが、全体的には横ばいで推移している状況となっております。

次に3ページをお開きください。3ページはキジ・ヤマドリの出合数調査結果になってございます。この調査は環境省がメスキジ、メスヤマドリの捕獲禁止措置に係る資料等として取りまとめるため、各都道府県に依頼して実施しているものでございます。

調査箇所は県内の狩猟可能な区域全域で、調査方法は狩猟解禁となる初日の11月15日に出猟者が確認したキジ、ヤマドリの数を合計するという方法で行っております。調査結果としては、狩猟者一人当たりの確認数、これは一番下の折れ線グラフを見ていただければと思うのですが、オスキジは平成27年度以降やや増加傾向、オスヤマドリは平成26年度以降やや増加傾向で推移している状況であります。長期的に見ると必ずしも増加している状況ではないというふうに見受けられます。

次に4ページ目をお開きください。4ページはキジ、ヤマドリの狩猟による捕獲状況になってございます。キジ、ヤマドリの捕獲は、現在、オスのみ認められておりまして、捕獲数の推移については、下の青色の棒グラフになりますが、オスキジの方は平成23年度以降減少傾向が続きまして、平成28年度は増加に転じたものの、平成29年度はまた減少しております。またオスヤマドリは隔年で増減を繰り返しながら減少し、平成26年度に増加したものの、平成27年度以降はやや減少傾向で推移してございます。

なお、狩猟者一人当たりの捕獲数の推移についても、これは黄色の折れ線グラフとなっておりますが、概ね同様の傾向が見られます。

続いて5ページをご覧ください。参考資料2として、利害関係人の意見聴取結果とパブリック・コメント制度の実施結果を提示してございます。

まず1の利害関係者の意見聴取結果については、資料に記載のありますとおり、7団体に聴取いたしました結果、いずれも賛成という回答をいただいたのですが、実は本日、青森県猟友会会長から「賛成しがたい」という意見が追加で出されましたので、こちらは説明の最後にまた説明をさせていただきます。

それから2の、いわゆるパブリック・コメント制度による意見募集についてですが、平成30年9月20日から平成30年10月19日までの2ヶ月間実施したところ、提出された意見はございませんでした。

続いて6ページ、7ページが関係法令になってございまして、8ページ、9ページがキジ、ヤマドリの紹介資料となっておりますが、この説明は省略させていただきます。

7ページをご覧ください。7ページのタイトルが「鳥獣の保護及び狩猟の適正化」というタイトルになっており、ここを訂正いただきたいのですが、「鳥獣の保護及び」の後に「管理並びに狩猟の適正化」が正しい名称となります。「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」、そのように訂正していただきたいと思っております。

諮問案件の説明については以上のとおりでございますが、先ほど申しあげました青森県猟友

会会長から本日出された意見について、資料としてお配りできませんでしたので私から読み上げさせていただきます。

「オスキジ・オスヤマドリの捕獲禁止の件について、狩猟者はカモ・キジ類・スズメ・山鳩・タヌキ等近くの山野で捕獲が出来たものでした。特にキジ・ヤマドリは狩猟のメインでした。しかし郊外の住宅建設や近隣の開発等で、狩猟が出来る範囲が狭められ、特にキジについては狩猟が出来ない場所が多くなりました。一つの原因としては郊外の畑が減少し、えさ場が少なくなった事でもあると思われます。そのため、畑の被害も少なくなったのではないかと思われます。いずれにしても禁止になれば狩猟者の減少は免れないと思われます。シカやイノシシの生息している県とは事情が違う事も考慮が必要であり、これ以上狩猟者の減少の原因になるような政策には県猟友会としては賛成しがたい。」

というような意見をいただいております。

これについてお答えをさせていただきますと、会長さんがおっしゃるとおり、県内におきます狩猟免許所持者数というのはピークが昭和56年、この時は7,283人いたのですが、その後、減少の一途をたどりまして、平成27年度には1,400人にまで減少し、ピーク時の約5分の1になってございました。

このような状況を踏まえまして、県としても狩猟者の確保、育成が非常に重要だということでもって県としての取組をこれまで進めてきたところでございました。

具体的な例としましては、狩猟者を確保するための事業として、例えば狩猟体感ツアーというのをやっています。これは昨年度であれば、今年の2月11日に東北町において狩猟のデモンストレーション、これは猟犬を使ってのウサギ狩りとか、それからシカ肉を使用した料理の提供であるとか、狩猟の講習、狩猟シミュレーションゲームなどを実施しまして、この際は男性14名、女性12名の計26名の方に参加いただいたりしております。また昨年度、狩猟フォーラムも開催してございまして、今年の2月28日に県の総合社会教育センターにおきまして野生鳥獣の捕獲に関する基調講演とかパネルディスカッションをやりまして、約100名の方にご参加いただいたところでした。また今年度も来月、12月8日に白神山地のビジターセンターの方で狩猟フォーラムを開催するという事としてございます。

こういった取組の結果、実は平成28年度には1,504人、平成29年度は1,634人と増加に転じた面もございます。また平成28年度は新規取得者については昭和60年度以降、初めて100人を超え、全体で160人のうち27人が女性、平成29年度は全体で151人のうち24人が女性ということで、取組の効果も見えてきております。

そういうことで、猟友会の会長さんの方からは賛同しがたいという意見をいただいたのですが、これは3ヶ月間全て狩猟禁止にするということではなくて、これまで同様、3ヶ月間のうち1ヶ月間狩猟を禁止させていただくということでございますので、なにとぞご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申しあげまして、私からの説明を終わらせていただきます。

以上です。

(藤会長)

ありがとうございます。

諮問案件の概要と、あと皆さまからいただいた質疑、猟友会のご意見、それに対する回答をいただきました。

これらにつきまして委員の皆さまの方からご意見等ありますでしょうか。

(関下委員)

野鳥の会の関下です。こういう姿ですいません。これから、この仕事が終わったらガイドがあるので、その格好で今日は参加をしました。申し訳ありません。

今の議案そのものには、既にいただいた資料にはなかったけれども猟友会から意見があったということですが。それについて私、野鳥の会としての考え方ということであれば、保全のためには、やはりこの資料で出てきているように、私たちはヤマドリを減少を危惧しています。キジに関しては、確かに生息環境が狭められてきて数が減っているかもしれませんが、それでも繁殖そのものには大きな影響がない、極端な言い方をすれば、多少環境が悪くなっても適応能力が非常にあるのがキジだと思っています。

ただヤマドリに関しては森林の沢、水辺と一緒にいる部分、それから山が荒れてくるとダメになってくる生き物ですから、我々はヤマドリに関してはこの出てきているデータ以上に悪いのではないかと考えています。これがまずは1点です。

それからハンターの数については、おっしゃるとおり統計学的にはそうだと思うんですけども、ハンターは日本だともものすごく特殊な方の趣味と捉えられていますけれども、諸外国では高所得者の趣味なんです。ですからハンターの方たちを増やしていくことによって、産業とか国を支えている国があるくらいで、ですから少し発想の転換を図っていただかないと、日本における我々を含めて所得が相対的に下がっていますので、ハンターが増えていくということはおそらく趣味として成立させるためには、現在の所得水準では無理というところがありますので、ハンターを増やしたいのであれば所得を増やすという政策を進めなければならないし、それが不可能ならば職業的なハンター、森林組合の方たちに免許を持っていただいてもいいとか、あるいは、元々鳥に詳しい我々みたいなものに免許を取らせるとかやるしかないのかなとは思っています。

ということで、少し生き物を守るという立場とハンターを増やすという部分を分離して考えるべきかなというのを私の意見にさせていただきたいなと思います。

(藤会長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

ヤマドリとキジの生態的な保全対策、考え方、より厳密にするというのはヤマドリ、それから狩猟というものを、こう言うと言い過ぎかもしれませんが、そういうふうにとめる方

がいいのではないかと。それは別路線で論ずるべきではないかというご意見だったと私は捉えましたけれども。おっしゃるとおりだと思います。狩猟というものは確かに動物をとるものですが、人間の営みとしてずっと続けられ、脈々と受け継がれてきたものですので、それを何らかの形で社会的に続けようと。もちろん、それはここでの議論ではないかもしれませんが。

今、猟友会のご意見と、それから関下委員からご意見をいただきましたけれども。これは、この会場の意見ということにして、附帯意見とはせずに、皆さんの御了解をいただいたという形で捉えてよろしいでしょうか。そういう形でよろしいでしょうか。

要は、諮問案件のキジ、オスヤマドリ捕獲等の禁止（案）について、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、当該諮問案件については原案が適当であると認め答申します。

以上をもちまして諮問案件の審議を終了いたします。

次に報告案件に移りたいと思います。平成30年版環境白書について、事務局からご説明をお願いします。これはお手元の資料の概要版と冊子があるかと思いますが、それを参考にしてください。

（環境政策課）

それでは平成30年版環境白書につきまして、環境政策課の澤田からご説明いたします。

皆さまには本体の方と、それから概要版がお手元にあると思いますが、環境白書は分厚いもので210ページになっております。今日はこの平成30年版青森県環境白書、概要版にてご説明したいと思います。

まずページをお開きいただきまして、上の方になりますが、平成30年版環境白書は、県の環境基本条例に基づき、平成29年度における本県の環境の状況、そして環境施策の概要について取りまとめたものでございます。内容等につきましては、平成28年3月に策定しました第5次青森県環境計画に沿ったものとなっております。

この環境白書の概要の構成でございますが、目次にありますとおり、大きくⅠの平成29年度における本県の環境の状況、それからⅡの平成29年度における環境施策の概要となっております。1から4の項目は、青森県環境計画の主なタイトルをピックアップいたしまして、それぞれの項目につきまして平成29年度に実施した3ないし4つの施策、事業について記載しております。本日はⅠの環境の状況についてご説明させていただきます。

それでは1ページでございます。1ページの水環境でございます。河川、湖沼及び海域の公共用水域の水深について、環境基準を達成しているか否かを調査しております。環境基準とは、人の健康の保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。

1つ目の●でございます。カドミウム、鉛など人の健康の保護に関する環境基準、いわゆる健康項目については46河川、5湖沼、3海域において調査を実施し、砒素及びほう素以外の

項目については全地点で達成しております。砒素については、むつ市正津川で環境基準非達成であり、その要因は砒素を含む温泉の湧出に由来する自然要因と考えられております。またほう素については、むつ市田名部川下流で環境基準非達成であり、その要因は海水の流入であると考えております。

2つ目の●のところでございます。生活環境の保全に関する環境基準のうち、有機性汚濁、汚れの度合いを表すものでございますが、その代表的指数でありますBOD・CODについては、水域類型指定が行われている87水域中81水域で達成しており、達成率は93%となっております。

次に2ページでございます。2の大気環境でございます。19局の常時監視測定局において自動測定機により大気汚染状況を監視しております。下に写真がございます。外観と、その中にあります大気汚染自動測定機の写真でございます。測定結果でございますが、二酸化硫黄、二酸化窒素、PM2.5などについては、全地点で環境基準を達成しております。しかし、光化学オキシダントについては依然として全国同様、環境基準非達成であり、その要因は主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えられておりますが、最近の研究報告ではアジア大陸からの越境汚染の影響も考えられているところでございます。

続きまして3ページの3. 一般廃棄物の排出量等でございます。ごみの総排出量は約48万6千トンで、前年度と比較して約1万7千トン、3.4%減少しているところでございます。

県民1人1日当たりのごみの排出量は前年度と比較して22g減少し、1,004g、全国では42位となっております。

リサイクル率については、前年度と比較して0.3ポイント上昇し、15.3%、全国順位としましては41位となっているところでございます。

ごみの減少、リサイクルの上昇については、県と市町村の連携による各種広報媒体を活用した広報の強化や、将来ごみとなります衣類を回収する市町村の増加、プラスチックの分別徹底等によるものと考えております。またごみ処理施設における事業系古紙類の搬入規制や展開検査などの市町村、一部事務組合による施策導入の効果も現れてきているのではないかと考えております。

下の方をご覧くださいまして、1人1日当たりのごみの排出量は3年連続で20g以上減少しております。全国平均では、ここ3年では11gということで、約2倍の減少となっております。そのうち生活系のごみは県の目標値であります680gを初めて下回る678gとなっているところでございます。

続きまして4ページの産業廃棄物の不法投棄等の発見件数でございます。平成29年度の不法投棄等発見件数は84件で、前年度と比較して20件減少しております。このうち解決件数は37件で、解決率は44%となっております。

県では、平日の巡回監視に加えまして、休日、早朝・夜間のパトロールを行っているほか、下の写真にありますとおり、平成28年度から導入しましたドローンを活用し、監視活動の強化を図っているところでございます。

続きまして5ページ、5の温室効果ガス排出量でございます。これは2015年度、平成27年度における本県の温室効果ガス排出量でございます。前年度と比較して1.2%減少しております。その結果、1,554万5千トンとなっております。また青森県地球温暖化対策推進計画の基準年度であります2013年度と比較いたしますと、5.5%の減少となっております。

四角の囲みの部分でございますが、前年度と比較して、エネルギー消費量が産業部門において4.7%増加した一方で、電力消費量が業務その他部門で5.6%の減少、家庭部門で8.7%減少しております。

また2つ目の●のところでございますが、県民1人当たりの温室効果ガスの排出量というものを換算しますと、11.6トンでございますが、全国の10.3トンの1.12倍となっておりますが、これは本県が積雪寒冷地であり、暖房や融雪のため電力や灯油等の石油類を使用する機会が多いためと考えております。

以上、本県の環境の状況でございます。本県の水環境や大気環境については、一部環境基準を達成していないものがありますが、総じて良好な状況にあるものと考えております。

ごみの排出量やリサイクルにつきましても、まだ全国との開きはあるものの、1人1日当たりのごみの排出量は3年連続で20g以上減少し、リサイクル率も2年連続で上昇するなど、徐々に改善している状況でございます。

また産業廃棄物の不法投棄等につきましても、この3年間では発見件数が減少傾向にあると、そして温室効果ガスにつきましても2年連続で減少しているという状況でございます。

今後も県の環境計画をはじめ地球温暖化対策推進計画や循環型社会形成推進計画などに基づく各種施策を展開いたしまして、本県の優れた自然環境とともに良好な生活環境を保全していきたいと考えております。

以上でございます。

(藤会長)

ありがとうございます。

ただ今、平成30年版環境白書の概要についてご説明をいただきました。

皆さまの方からご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(関下委員)

環境白書そのものは、いつも拝見していて、10年くらい前からのデータを見ても、尾駈の光化学オキシダントが達成できないということがあるので、特殊性があるのかなと感じていました。今回、書き込まれていないデータがあれば教えていただけたらというのが1点です。

それから環境教育に取り組みされていて、県を含めて市町村でも環境をテーマにしたイベントだとかが行われるようになってきて、そのこと自体はものすごくいいことだと思って我々も歓迎をしているんですけども。例えば、カブトムシを増やしたいからといって、青森県にない

クヌギを植えたり、オオムラサキを増やしたいからといって青森県にないエノキを植えたりというふうな個別の案件の中に時代に逆行するものが多々見られています。

ものすごく細かいところですが、例えば自然体験ということで巣箱を作ったりするのですが、イメージで作っている巣箱はもう鳥ホイホイと我々は言っているんですが、あれがあることによって鳥が逆にいなくなるという巣箱が見つかっていたり、細かな部分に多々あります。

例えば自然保護課さんでもやっている、白神の方でバードコールするんですよね。人気のあるプログラムなんですけれども、実際にあの自然保護団体でも20年以上前からバードコールをやらない、使わせないという方向できている。音を出して楽しむのはいいんだけど、実際に野外で使うと、それはもう鳥の声というのは縄張りですから、そこに人為的にそんな大きな音を立てていくというのは喧嘩をうっていることになって、場合によっては繁殖を止めてしまうということもあるんです。使い方であるとか、野外では使わないということ、ただ単にそれらしいことをするというのではなくて、現実には実施をしていただければと思います。

(環境政策課)

まず環境教育につきましては、私どもは毎年度、小学校に出向きまして、環境出前講座というのを100回ぐらいやっております。

それから白書の概要版の9ページをご覧くださいませでしょうか。説明をしてなかった項目なんですけれども。

まず一番下の、地域資源を活用した体験型環境教育プランモデル事業、まさに関下委員が今おっしゃったように、こういう体験型の環境教育のプログラムを今、盛んにやっているところでございます。

そのまた上をご覧くださいませなんですけれども、これは環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律という法律に基づきまして知事が認定することになるんですけれども、昨年度、初めて「弘前だんぶり池」というところを認定させていただきました。ここでは、記載しているとおり、自然体験活動、生物の観察会とか、あとは自然再生活動ということで、ただ単に生物の観察会だけではなくて自然再生活動ということで、草刈りをやったり池の中のよしを抜き取ったりとか、木道の補修をやったりとか、そういったこともやっております、こういう機会を捉えますます環境教育を推進していきたいと考えております。

それから、もう1点は、光化学オキシダントの数字についてですね。

(関下委員)

尾駈のところの数字は、多分10年以上前からずっと達成できなかった。私の記憶違いでなければ、尾駈のところの部分、他が達成できている時代でも尾駈だけは達成できていないと。記憶しています。

(環境保全課)

今のご質問にお答えします。尾駁だけが局所的に達成できていないということではなくて、一時的に高い年度もあったかもしれませんが、県内、あるいは全国的に達成できていないという傾向はずっと前からありますので、尾駁だけの局所的なものではなくて、成層圏オゾンの沈降ですとか越境汚染の影響、これが一番の原因だというふうに考えております。

(藤会長)

今、担当者からご説明がありましたけれども。

(関下委員)

前からそういうお話を、他の委員会の時に伺ったりしているのですが。実際、尾駁を歩いて見るとものすごく泥湿地帯になっていて、歩くともものすごくメタンガスを臭う。近くにいくと目も開けられないくらいメタンガスが発生しているところが複数あります。

ですから、他のところ、小川原湖湖沼群、それに続く湿地帯が他のところと違う事情があるのではないかなと、我々、現場で見て来て、そういうことが数値に反映されているのではないかという疑いを持っています。

そこは科学的な知見を持って、分析をしていただければなど。それはもう20年以上前から白書の方は我々、拝見をしていて、これに関してはちょっと注目をしていたということです。

(藤会長)

よろしいですか。そこは引き続き調査をされると、そういうことなのかなと思いましたがけれども。環境教育に関しては、おそらく取組は増えてきたけれども適切な情報がまだ回っていないと。もちろん、それを県、あるいは私のところを含めて民間がちゃんとした情報を提供していく必要性はあると思います。それはおっしゃるとおりだと思います。

(環境保全課)

尾駁局に関しましては、尾駁小学校で観測していますが、メタンを含む炭化水素の濃度も測定しています。その濃度を見ますと、八戸とか青森とかで出ている濃度と比較して、それほど高くないということですので、今おっしゃったようなところのご心配というのではないと思われます。

(藤会長)

ありがとうございます。

私からですけれども、今回の概要を、やはり普及啓発の観点でどのように県民の方と共有するか、中学校、高校に配布をすとか、そういうことも考えているのかどうか。少し概要版に関しては分かりやすく作られていると思いますので、積極的に県民の方々、指導者や関係者の

方と共有するような働きかけをした方がよろしいと思います。

何か計画、あるいは働きかける予定のものとかあるでしょうか。

(環境政策課)

概要版は、県のホームページにも掲載し、広く県民にも周知しています。

また、今、環境教育につきましては、環境出前講座のプログラムの見直しをやっておりまして、データ更新とか新しいものを取り入れて、プログラムの詰めの段階になっております。それにつきましては来年度からやっていきたいと考えております。

(藤会長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

それでは他に意見等はないようですので、以上で本日の議事関係については全て終了といたします。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。マイクを事務局にお返しいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして環境生活部長の三浦からご挨拶を申し上げます。

(三浦部長)

皆さま、いろいろとご意見をいただきました。大変ありがとうございました。お蔭様で、諮問いたしました「オスキジ、オスマドリノ捕獲等の禁止(案)」につきましては、提案どおりということで答申をいただきました。大変ありがとうございます。

また本日の会議の中では、環境教育をはじめ、具体的なお提案、ご意見をいただいております。これらにつきましてはまた各課でこれを踏まえまして様々な施策を推進してまいりたいと考えております。

今後とも委員の皆さまからのご指導、ご意見等、この審議会に限らず何かございましたら担当課の方にお寄せいただければありがたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。

(司会)

以上を持ちまして、第31回青森県環境審議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。